

改正労働者派遣法 23 条 5 項に基づく情報公開

第 21 期 (2020 年 5 月 1 日～2021 年 4 月 30 日)

株式会社トムズエンジニアリング

許可番号 派 34-300185

1. 派遣労働者の数及びマージン率等

2021 年 5 月 1 日現在

派遣労働者数	派遣先数	① 派遣料金の平均額 (1 日 8 時間当たり換算)	② 派遣労働者の賃金の平均額 (1 日 8 時間当たり換算)	マージン率 (①・②) ÷ ①
34 人	17	27,041 円	18,986 円	29.7%

マージンに含まれる費用 ←

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、こども手当拠出金、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分 (10.9%)	
通勤交通費	派遣労働者の通勤手当、帰省費等 (2.2%)	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時の賃金 (派遣先への請求はできません 4.1%)	
会社運営費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者募集にかかる求人媒体費 (求人誌、インターネット等)
	就業管理費用	教育訓練、事務管理費等
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、事務所費、通信費等 交通費、有給、会社運営費等 (11.0%)
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、通勤交通費、有給休暇費用、会社運営費等を差し引いた利益 (1.5%)	

2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・3DCAD 研修
- ・安全衛生教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・e-ラーニング
- ・派遣先における OJT
- ・ハラスメントチェック

3. 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定の締結：あり (当該協定の有効期間の終期 2022 年 4 月 30 日)
- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者